第22回袖ケ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催月日 平成23年11月22日(火)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ケ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名
- 4 出席委員 26名

3番平戸正己 1番 花澤信一 2番 鈴 木 俊 郎 4番 古川晃市 5番 葛田 秀 治 6番 武 内 章 7番 小 川 良 夫 8番 長谷川 良 二 10番 伊 井 勝 實 11番 鳥 海 夫 男 修 12番 鈴 木 弥須雄 13番 遠 山 14番 岡 公 一 鶴 15番 葛 田 吉 弥 16番 石 井 文 夫 17番 御 袁 豊 18番 藤 井 幸 光 19番 榎 本 雅 司 20番 勝 畑 孟 志 21番 飯塚 健 史 22番 渡辺喜 三夫 23番 前 橋 勇 24番 川 島 25番 髙 橋 一 夫 26番 川 名 康 夫 27番 石 井 清 治

- 5 欠席委員 なし
- 6 出席事務職員 3名

鹿島事務局長 佐久間主幹 鈴木主査

◎開 会

平成23年11月22日午後3時00分 開会

○議長(勝畑孟志君) ただいまより第22回農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は、26名中26名出席でございますので、会議は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長(勝畑孟志君) 日程第1、議事録署名人の指名を行います。 16番、石井文夫委員、18番、藤井幸光委員を指名いたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可分)

○議長(勝畑孟志君) 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請(委員会許可分)を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。議案第1号の1についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、譲渡人の農業経営の縮小による譲渡の要望を受けようとするもので、場所は久保田字神主谷です。現地を確認したところ、草刈り等をして管理されておりました。

会議資料2ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては耕作放棄地はありません。農機具等については問題ありません。農作業常時従事日数につきましては、世帯で110日となっております。下限面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、水利がよくないため果樹畑として使用し、近隣に耕作地があり、今後も地域の基準に従い耕作するとのことです。

以上でございます。

○議長(勝畑孟志君) 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を 求めます。

10番、伊井勝實委員、お願いします。

○10番(伊井勝實君) 10番、伊井です。去る20日の日に○○さんと一緒に現地を見てまいりました。 2年前までは○○○○さんの親が畑をつくったのですけれども、亡くなりまして、○○さんが現在木 更津に住んでいます。そのために親戚の○○○○さんが、2年間荒らしてありましたけれども、草も きれいに刈りまして、刈った後まだ畑ではありません。畑にするそうです。あとは親戚同士で全部売 買するという形になりましたので報告いたします。 以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(勝畑孟志君) 説明は以上でございます。

質疑等ございましたらお願いいたします。

榎本委員どうぞ。

- ○19番(榎本雅司君) 今説明の中で果樹畑とのことで、主にどういうものを。
- ○事務局(鈴木良宏君) 主に栗という形になっております。
- ○議長(勝畑孟志君) よろしいですか。
- ○19番(榎本雅司君) はい。
- ○議長(勝畑孟志君) ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第1号の1について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定します。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の2についてご説明申し上げます。 議案第1号の2、本件の申請内容につきましては、申請理由は、譲渡人からの買い取りの申し出を 受けての農業経営の拡大です。場所は下新田字割です。現地を確認いたしましたところ、耕作されて おりました。

会議資料4ページをごらんください。所有農地及び耕作に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、市街化区域内で現在土地区画整理中の土地や山合いで耕作に不向きな土地とのことです。機械の保有については問題ありません。農作業常時従事要件につきましては問題ありません。下限耕作面積要件につきましては、耕作面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、近隣で調和した農作業を実施しており問題ありません。

以上でございます。

○議長(勝畑孟志君) 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を 求めます。

8番、長谷川良二委員、お願いします。

○8番(長谷川良二君) 8番の長谷川です。先日11月17日に○○○さんと一緒に現地を見させていた だきました。ことし米をつくりまして、まだ耕してありませんが、きれいになっておりました。機械

のほうは、田植え機、コンバイン、トラクター、農用車、ともにそろっておりました。私の見た限りでは○○○さんが適任だと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長(勝畑孟志君) 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第1号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定します。

次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。よろしくお願いします。

○事務局(鈴木良宏君) それでは、議案第1号の3についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自宅に近く耕作に便利であることから取得したいとのことです。場所は三箇クヌギ谷です。現地を確認したところ、草は生えておりましたが、定期的な管理がなされている様子で、草の背は高くなっておりませんでした。

会議資料6ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない農地がありますが、不整形な土地で作付に適さないため維持管理をしているとのことです。農機具等については問題ありません。農作業常時従事日数につきましては、申告書では60日となっておりますが、従事日数を時間により申告したとのことで、ほぼ毎日家族のうちのだれかが農作業に従事しているとの申し出があり、従事日数は世帯で600日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、これまでどおり畑として使用し、地域の基準に従い耕作するとのことです。

以上でございます。

○議長(勝畑孟志君) 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

2番、鈴木俊郎委員。

○2番(鈴木俊郎君) 2番、鈴木でございます。ただいま事務局からお話がありましたように、20日の日の午後1時から伺い全く同じようなことを話されていました。それで草が今ある程度ちょっと生えているのですけれども、これはまだ正式になっていないので刈っていない。これからすぐ刈るということでありましたので、それと今事務局からお話ししました年間農業従事日数が10日、10日、10日の30日になっていますけれども、私の見る限りで、水田が私の隣にもありますので、1時間ぐらいして帰ったり2時間ぐらいやったりして、実働はもっと日にちは多いです。

以上です。ご審議のほどひとつよろしくお願いします。

○議長(勝畑孟志君) 説明が終わりましたので、ただいまより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第1号の3について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定します。

次に、議案第1号の4について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局(鈴木良宏君) 議案第1号の4についてご説明申し上げます。

本件は大鳥居に在住の方が、経営移譲年金を継続して受給するため、農地を後継者へ使用貸借しようとするものです。権利の種類は使用貸借権の設定でございます。期間は20年です。

以上でございます。

○議長(勝畑孟志君) 本案件につきましては、経営移譲年金を受給するための申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第1号の4について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者举手〕

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定します。

次に、議案第1号の5について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局(鈴木良宏君) それでは、議案第1号の5についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自宅から近く耕作に便利であることから取得したいとのことです。場所は大竹字南谷台、神納里です。現地を確認したところ、畑については草刈りをしてあり、田については耕作されておりました。

会議資料11ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない農地がありますが、不整形な土地や道路で分断された土地、狭小で作付に適さない土地等とのことです。農機具等については

問題ありません。農作業常時従事日数につきましては、世帯で240日です。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、畑は自作地の隣接地であり、これまでどおり畑として使用し、田については地域の基準に従い耕作するとのことです。

以上でございます。

○議長(勝畑孟志君) 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

23番、前橋勇委員、お願いします。

○23番(前橋 勇君) 23番、前橋です。先日、18日に、お昼からですけれども、譲受人の○○さんの案内で現地を伺い説明を受けました。現地、おおよそ存じておりましたが、譲渡人につきましては、大竹から市原市のほうへもう既に転居をしていまして、譲受人の○○さんだけでありましたが、畑と田んぼをこのたび売買されるというようなことであります。畑はたまたま○○さんのすぐ隣の畑でありまして、現地は転居したため2、3年耕作されてなかったとのことですけれども、現地はきれいに刈ってありまして、売買受けた場合は○○さんのほうで畑をやっていきたいというふうなことです。なお、○○さんは地元でも地主といいますか、結構大きく耕作されている方であります。耕作につきましては問題ないというような方だと考えております。なお、田んぼにつきましては、作付されてましたけれども、田畑一緒に○○さんに譲渡というようなことで、○○さんも経営を拡大するというような形の中で話し合いがまとまって、このたび申請したというようなことでございます。私たち農業委員としましても農地の有効利用といいますか、最適ではないかというふうに考えますので、皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(勝畑孟志君) 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第1号の5について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定します。

次に、議案第1号の6について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の6についてご説明申し上げます。 本件は岩井在住の方が経営移譲年金を継続して受給するため、後継者を変更しようとするものです。 権利の種類は使用貸借権の設定でございます。期間は20年です。

以上でございます。

○議長(勝畑孟志君) 本案件につきましては、経営移譲年金を受給するための申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

渡辺委員。

- ○22番(渡辺喜一君) 22番の渡辺ですけれども、資料の14ページの住所と会議資料の3ページの住所 だと、○○○さんのほうは岩井と、資料のほうは飯富ということで、あとは総会の議案のほうは岩井 になっているのですね、これ。どっちが正しいのか。
- ○議長(勝畑孟志君) 事務局。
- ○事務局(鈴木良宏君) こちらつい最近転居なさいまして、現在は岩井のほうに、お父様のほうに行っております。
- ○議長(勝畑孟志君) ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第1号の6について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者举手〕

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の6については許可と決定します。

◎議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(知事許可分)

○議長(勝畑孟志君) 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請(知事許可分)を議題 とします。

議案第2号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。 本件申請内容につきましては、申請理由は高齢となった譲渡人からの買い取りの申し出を受けての 農業経営の拡大です。場所は横田字松見寺前です。現地を確認いたしましたところ、耕作されており ました。

会議資料16ページをごらんください。木更津市農業委員会からの経営実態証明書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、木更津市農業委員会に確認いたしましたところ、遊休農地はなく、機械の保有など問題ありません。農作業常時従事要件につきましては、問題ありません。下限耕作面積要件につきましては、耕作面積は50アール要件を満たしております。地

域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力し、農薬等の使用についても地域の防除基準に従うとのことです。

以上でございます。

○議長(勝畑孟志君) 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を 求めます。

5番、葛田秀治委員、お願いします。

○5番(葛田秀治君) 5番、葛田です。事務局の説明のとおりでございます。16日の午後から現場調査をいたしました。現況は2筆ともブルーベリーが植栽されておりまして、よく管理されておりました。当日譲受人の○○さんのほうに電話連絡、電話確認なのですけれども、譲り受けた後は引き続き本事業、ブルーベリーの摘み取り農園なのですけれども、継続してやりたいと、そういう希望がございました。特に問題ないと判断いたしました。

以上でございます。

○議長(勝畑孟志君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第2号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号については許可相当と決定します。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長(勝畑孟志君) 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。 議案第3号の1について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。議案第3号の1についてご説明申し上げます。

本件は、君津市の株式会社が蔵波在住の方から申請地を買い取り、農地1,999平方メートルに対しまして、住宅10棟を建設し、建て売り分譲住宅用地に転用したいとする案件です。

総会資料17ページの位置図をごらんください。申請地は、蔵波台の市街化区域に隣接し、半径150メートル以内に住宅が40戸以上連檐している場所であり、周囲に農地、住宅が混在する第2種農地であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

排水関係について、汚水は合併処理浄化槽で処理し、市道道路側溝へ排水されます。雨水については、開発区域内の新設道路を浸透舗装とし、各宅地には浸透施設を設置して流出抑制に努めながら道

路側溝へ排水されます。

一般基準の申請目的実現の確実性についてですが、隣接農地所有者も同意している案件であり、資金計画についてもすべて自己資金ということから、特に問題はないと思われます。

以上でございます。

○議長(勝畑孟志君) 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を 求めます。

1番、花澤信一委員、お願いします。

○1番(花澤信一君) 1番、花澤です。18日の日に木更津にあります○○建築設計事務所さんと11時に落ち合いまして現場確認いたしました。位置図でもごらんのように住宅地がすぐ近くまで迫っておりまして、こちらの現状は畑になっているのですが、そのちょうど真向かいも宅地になっています。隣にお店屋さんも建っているというような状況で、もうすぐ近くまで住宅地になっているということです。設計事務所さんの話を伺うと、事務局のほうからもございましたけれども、住居を建てて、約2反の土地なのですが、合併汚水の浸透ますという形で行いたいということで、隣も今は畑になっていまして、周りも落花生とか、そういったものをつくってありましたけれども、ここは現状はそういうお話があるということで作物等は耕作されていませんでしたけれども、見ただけではやむを得ないのかなというようなことで皆さんのご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長(勝畑孟志君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございますか。

榎本委員。

- ○19番(榎本雅司君) ここの雨水は。
- ○議長(勝畑孟志君) 事務局。
- ○事務局(鈴木良宏君) 雨水は宅地の中に今度新設する道路、要するに進入とかの道路がありますよね。区画を回るような形の道路、そこのところを浸透舗装ということで、道路に浸透式の舗装をするのと、各宅地の中に浸透する装置のほうを各宅地に個別に設置して、その上で道路側溝、その浸透した上で、それでも浸透し切れなかったものを道路側溝のほうに流すということです。
- ○19番(榎本雅司君) 道路側溝のほうは。
- ○事務局(鈴木良宏君) 道路側溝のほうは……ちょっと待ってください。
- ○議長(勝畑孟志君) 事務局。
- ○事務局(鈴木良宏君) 排水管接続で管理課の申請をしております。
- ○19番(榎本雅司君) 歩道は。
- ○事務局(鈴木良宏君) はい。
- ○19番(榎本雅司君) それで側溝はどちら側に。

- ○事務局(鈴木良宏君) 済みません、事務局です。宅地側のほうに道路側溝等がございます。宅地側 というか、今度開発する申請地側のほうの。
- ○19番(榎本雅司君) 道路勾配は、西のほうに団地があって、東のほうは。
- ○事務局(鈴木良宏君) 道路勾配は区画整理側のほうになりますので。 〔何事か言う人あり〕
- ○事務局(鈴木良宏君) 済みません。申請地の前面に面した市道ございますね。市道のほうに、申請地と接道する道路のところに道路排水の側溝がございますので、そちらのほうに流す形。
- ○19番(榎本雅司君) あれは歩道側と車道側ですよね。
- ○事務局(鈴木良宏君) 車道側ですね。
- ○19番(榎本雅司君) 中にある。
- ○事務局(鈴木良宏君) はい。
- ○19番(榎本雅司君) それで。汚水は。
- ○事務局(鈴木良宏君) 汚水は合併処理浄化槽で処理し、道路側溝へ合併処理浄化槽で処理したもの を流す。
- ○議長(勝畑孟志君) 藤井委員。
- ○18番(藤井幸光君) 近隣の同意を得たという報告がありましたけれども、何名ぐらいの方の承諾を 得たのか。
- ○議長(勝畑孟志君) 事務局。
- ○事務局(鈴木良宏君) 申請地農地の地権者は3名です。
- ○議長(勝畑孟志君) 藤井委員。
- ○18番(藤井幸光君) ここは水利組合とか、そういう水関係の許可を取るのはないのか、近隣の3軒だけとっておけば合法的でしょうか。
- ○議長(勝畑孟志君) 事務局。
- ○事務局(鈴木良宏君) 土地改良等はございません。
- ○18番(藤井幸光君) 近隣の同意は、40戸連たんとのことですけれども、そのうちの3軒だけの同意 でいいのでしょうか、法的に。
- ○議長(勝畑孟志君) 事務局。
- ○事務局(鈴木良宏君) こちらのほうは開発行為の申請がなされておりまして、そちらのほうで開発 行為の中で確認されていると思います。
- ○18番(藤井幸光君) それは申請する場合に同意をもらって、市役所のほう、農業委員会へ、そうい う手順でしょうか。
- ○議長(勝畑孟志君) 事務局。
- ○事務局(鈴木良宏君) 宅地開発事前協議を経まして、それで申請されております。

- ○18番(藤井幸光君) わかりました。
- ○議長(勝畑孟志君) ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第3号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の2について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。議案第3号の2についてご説明申し上げます。

本件は、野里在住の個人が同野里在住の所有者から申請地を買い受けて、資材置き場にしたいとする案件です。

総会資料の19ページの位置図をごらんください。申請地は、周囲に農地・住宅が混在する第2種農地であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

雨水については敷地内浸透方式で、上水道は使用しないということです。汚水も排出されません。 以上のようなことから転用することに支障はないと思われます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(勝畑孟志君) 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

22番、渡辺喜一委員、お願いします。

○22番(渡辺喜一君) 22番の渡辺です。17の日に○○さんと現場で落ち合い、現場確認及び説明を受けました。資料の19ページを見てもらえばわかるとおり、キャタピラー三菱の南側の土地でありまして、この7畝くらいの西側のほうの土地は○○さんの土地で埋め立てられて資材置き場になっています。その北側にずっと3畝ぐらいの田んぼを今回それが申請地で、そこに山砂を入れて資材置き場にする案件です。排水のほうは事務局が説明したとおり自然浸透方式だということで、隣の田んぼも今回購入する先の○○さんの土地だということで、特に問題はないというふうに私は思いました。特に現場確認したところ問題ありませんので、ご審議のほう、よろしくお願いします。

以上です。

○議長(勝畑孟志君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第3号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2については許可相当と決定します。

◎議案第4号 平成23年度第7次農用地利用集積計画承認の件

○議長(勝畑孟志君) 次に、議案第4号 平成23年度第7次農用地利用集積計画承認の件を議題とします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第4号についてご説明いたします。

今回の申請は、利用権の設定が11件で2万7,354平方メートルとなっております。内容につきましては記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書(案)7ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。〇〇〇〇さんですが、申請面積は30.63アール、〇〇〇〇さんですが、申請面積は54.93アール、〇〇〇〇さんですが、申請面積は27.73アール、〇〇〇〇さんですが、申請面積は36.16アール、〇〇〇〇さんですが、申請件数が2件で申請面積は24.51アールと9.98アールの合計34.49アール、〇〇〇〇さんですが、申請面積は10.24アール、〇〇〇〇さんですが、申請件数が2件で申請面積は6.57アールと35.91アールの合計42.48アール、〇〇〇〇さんですが、申請面積は23.73アール、〇〇〇〇〇さんですが、申請面積は13.15アールとなっております。

以上でございます。

○議長(勝畑孟志君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第4号について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔替成者举手〕

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長(勝畑孟志君) 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局(鈴木良宏君) それでは、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届け出について、報告事項第1号についてご説明申し上げます。

報告事項第1号につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり議案のほうの差しかえをお願いいたしております。それでは、報告第1号についてご説明いたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ケ浦市農業委員会 庶務規程第11号第7号の規定に基づきまして、局長専決にて処理いたしましたので報告いたします。 なお、専決処理期間は平成23年10月1日から10月31日までです。

次に、報告第2号ですが、農地法第18条第6項の規定による解約等の通知がありましたので報告いたします。

なお、専決処理期間は平成23年10月1日から10月31日までです。

以上でございます。

○議長(勝畑孟志君) 報告は以上です。

◎その他

○議長(勝畑孟志君) 次に、日程第4、その他に入ります。

何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(勝畑孟志君) 特にないようでございますので、以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

◎閉 会

○議長(勝畑孟志君) これをもちまして第22回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午後3時50分 閉会